書　　名	平成29 年度企画展 松原地域の旗本領村落
書名かな	へいせい29 ねんどきかくてん まつばらちいきのはたもとりょうそんらく
編著者名	西田 敬之（にしだ たかし）
編集機関	一般財団法人 松原市文化情報振興事業団
発行機関	一般財団法人 松原市文化情報振興事業団
発行年月日	2017年 6月 10 日
郵便番号	580-0016
電話番号	072-336-6800
住　　所	大阪府松原市上田 7-11-19
備　　考	松原市民ふるさとぴあプラザ郷土資料館で実施した企画展リーフレットで、展示期間は平成29年(2017)6月10日～7月23 日。

PDF ファイル制作日：2023 年 3 月 7 日

◎旗本領と松原

江戸時代、現在の松原市域には、27か村の村落が存在し、幕府や大名・旗本などの様々な領主が支配していました。それらの中には、領主が複数いる相給知行の村落もありました。これらの領主は、江戸時代初期は圧倒的に幕府領が多く、旗本支配は元和年中(1615～23)に大堀村と河合村に片桐氏が領しているだけでした。その後、寛文元年(1661)から宝永２年(1705)にかけて小出氏の所領が徐々に増加していきます。片桐氏は大堀・河合両村とも幕末までその支配が続きますが、小出氏は後継不在のため寛保三年(1743)に断絶し、その遺領の多くは幕府領を経て丹南藩高木氏や外様大名の狭山藩北条氏などの大名領となり、慶応３年(1867)には、松原市域の旗本領はわずか7%になっていました。

松原地域の旗本領村落図

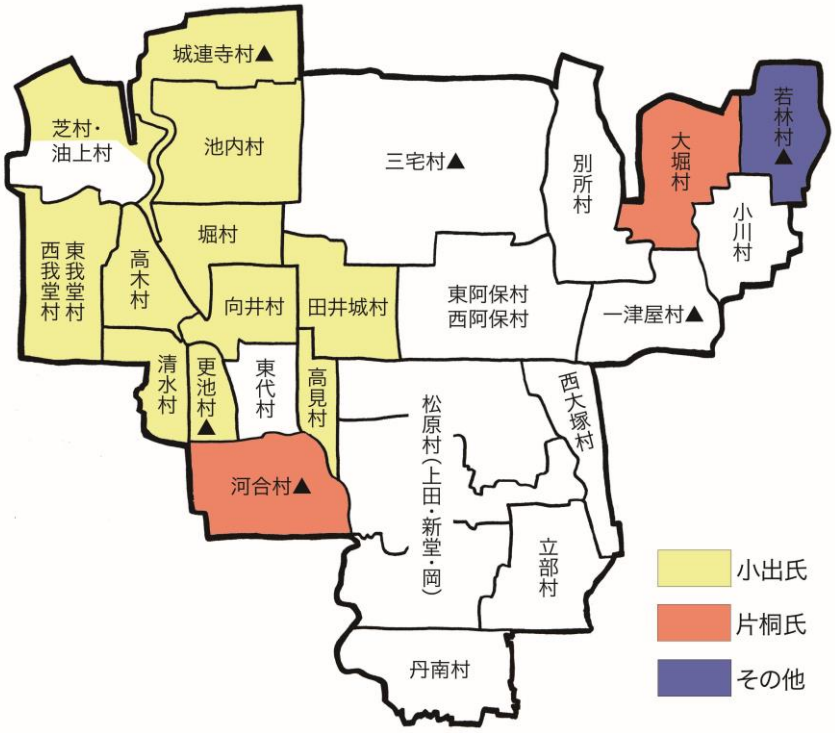

彩色している村落が、江戸時代に一時でも旗本領になった村落。
村名の後の▲は相給知行の時期もあったことを示しています。
芝村については油上村と元々「砂村」という名前の一村であり、所領が入り組んで芝・油上の村堺を確定できないため、砂村範囲の半分を彩色。
若林村については喜多見氏支配時期、戸田氏支配時期のほか、江戸時代前期は堺奉行の役知であった時期もあり、堺奉行は旗本が任命されていました。
同じように河合村でも江戸時代前期に一部が大坂町奉行所与力の役知となっている時期がありました。
それぞれの支配時期については、「松原地域の旗本領村落一覧」を参照。

旗本
江戸時代において将軍の直属の家臣で、知行高１万石以下の者は直参と呼ばれ、そのうち将軍に御目見ができる家格(御目見以上)をもつ者のことを旗本、御目見以下は御家人と称しました。

松原地域の旗本領村落一覧

村名	領主	支配期間	備考
城連寺村	小出氏	寛文元年(1661)～宝永元年(1704)	幕府領との相給知行
池内村	〃	寛文元年(1661)～寛保3年(1743)	
芝村	〃	〃	
東我堂村	〃	〃	
西我堂村	〃	〃	
堀村	〃	延宝7年(1679)～寛保3年(1743)	
高木村	〃	〃	
清水村	〃	〃	
向井村	〃	〃	
更池村	〃	宝永2年(1705)～寛保3年(1743)	譜代大名秋元氏との相給知行
高見村	〃	延宝7年(1679)～寛保3年(1743)	
田井城村	〃	〃	
大堀村	片桐氏	元和年中(1615～23)～幕末	
河合村	〃	〃	幕府領と相給知行、元禄14年(1701)より譜代大名秋元氏との相給知行
若林村	喜多見氏	貞享3年(1686)～元禄元年(1688)	
	戸田氏	宝永2年(1705)～幕末	幕府領との相給知行

『松原市史』第1巻、『大阪府全志』巻之四、『松原市史資料集第8号 一村限り取調帳』などから松原地域の旗本領を一覧にしたもの(但し、役知は除く)。
領主の内、河合村は延宝頃(1673～80)に大坂町奉行与力役知として旗本石丸石見守定次が、若林村では堺奉行の役知として旗本が領主となっています。元和3年(1617)に喜多見五郎右衛門勝忠、寛永5年(1628)に嶋田越前守直時、寛永6年に水野河内守守信、正保3年(1646)～寛文4年(1664)に石河土佐守勝正・石河土佐守利正がそれぞれ堺奉行となっています。

■河内国村々高牒

延享２年(1745)初夏上旬

この帳面は、河内国の各村高について郡別・領主別に記された帳面の写しです。同じ内容のものが東我堂村にもあり、その表紙には「元文弐甲辰年参月上旬」とあるので記載内容は元文２年(1737)のものと考えられます。当時の松原地域の旗本領をみると片桐帯刀知行として丹北郡大堀村・八上郡河合村が、戸田土佐守知行として若林村が、そして小出主計知行として高見・更池・向井・清水・東我堂・西我堂・芝・池内・堀・田井城の 11か村が記載されています。小出氏領に城連寺村が記載されていないのは、宝永元年(1704)に小出氏支配が終わっているためです。また、小出氏の名前の下には「寛保三亥断絶ス／上知」とあり、寛保３年(1743)に断絶して幕府領に戻ったことが記されています。

◎小出氏とその所領

小出氏が松原地域の村落を支配するようになったのは、小出尹貞が寛文元年(1661)に池内・城連寺・芝・東我堂・西我堂の各村を支配するようになってからです。小出氏の系譜を遡ると、略系図のはじめにある秀政は豊臣秀吉に仕え、岸和田城３万石を領し、その後徳川に属しました。秀政の次男秀家が別家となり、四男三尹を養子とし、三尹の次男が尹貞になります。尹貞は別家を興し、この時松原地域との関係ができます。その後、尹重の時に堀・高木・清水・向井・高見・田井城の各村が、次の尹利の時に更池村がそれぞれ支配に入ります。しかし、二代後の銀次郎が早世し絶家となります。小出氏の所領は幕府領を経て高木氏や北条氏など大名領となっていきます。

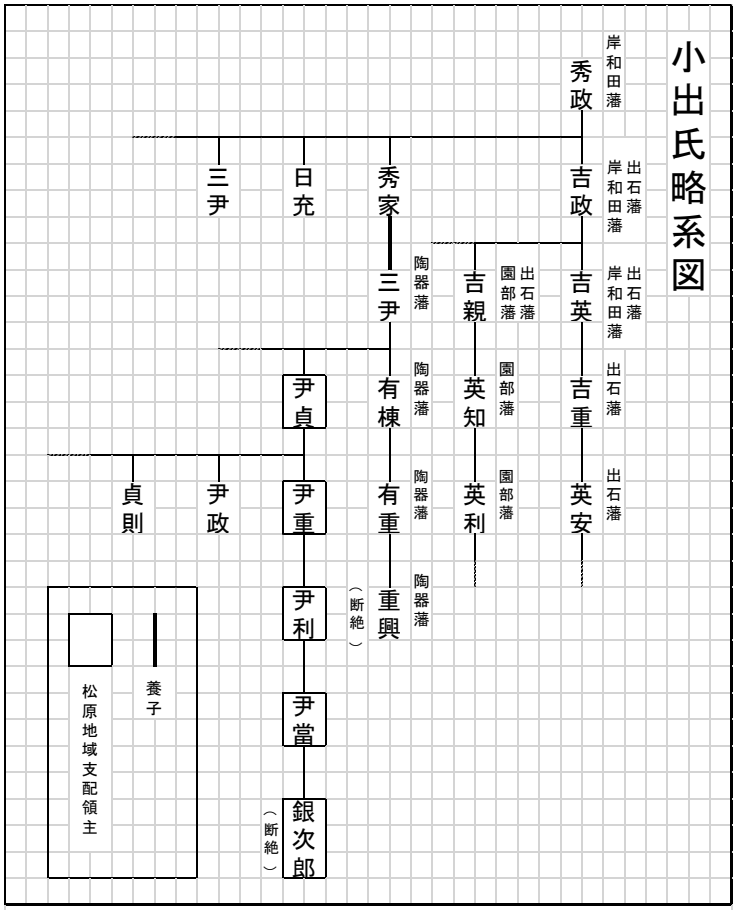

※『新訂寛政重修諸家譜』第15「小出氏」項目及び『藩史大事典』第5巻近畿編より作成。

◎小出氏と役人

小出氏がどのような形で松原地域の村落を支配していたのかは定かではありません。年貢免定などに記された役人は十数名が確認でき、それを表にしたものが「年貢免定からみた旗本小出氏役人」です。ここに記載した役人は、尹重・尹利時代の役人であり、それ以前の尹貞時代の役人については、現在何もわかっていません。尹重・尹利時代の役人をみると三輪弥惣兵衛や小林治左衛門は数多くの史料にその名が見られ、特に三輪弥惣兵衛については年貢や検地、訴訟、宗門戸口など様々なところにその名が見られ、このような状況から小出氏領では、数少ない役人で多くの事務処理を行なっていたのではないかと考えられます。

年貢免定からみた旗本小出氏役人

領主名	役人名	出典
尹重時代	稲野又兵衛	城連寺村年貢免定(寛文11年[1671]・延宝元年～4年[1673～76])
	中村三右衛門	城連寺村年貢免定(延宝5年[1677])
尹重・尹利時代	三輪弥惣兵衛	城連寺村年貢免定(延宝5年～貞享4年[1677～1687])
尹利時代	岡田十右衛門	城連寺村年貢免定(元禄元年～7年[1688～1694])
	伊沢七郎右衛門	城連寺村年貢免定(元禄2年～7年[1689～1694])
	小出作右衛門	城連寺村年貢免定(元禄2年[1689])
	小出源左衛門	城連寺村年貢免定(元禄3年[1690])
	小林治左衛門	城連寺村年貢免定(元禄8年～15年[1695～1702]・宝永元年[1704])
	小林源左衛門	更池村年貢免定(享保3年・4年[1718・19])
	池内翁助	更池村年貢免定(享保4年[1719])
	小林伊九右衛門	更池村年貢免定(享保5年～9年・12年～14年・16年[1720～24・27～29・31])
	中西直左衛門	更池村年貢免定(享保12年～14年・16年[1727～29・31])
	矢木源四郎	更池村年貢免定(享保20年[1735])
	小林治左衛門	更池村年貢免定(享保20年[1735])

※「小林治左衛門」は元禄宝永期と享保期に出てきますが年数が離れており、同一人物か不明なため分けて記載しました。

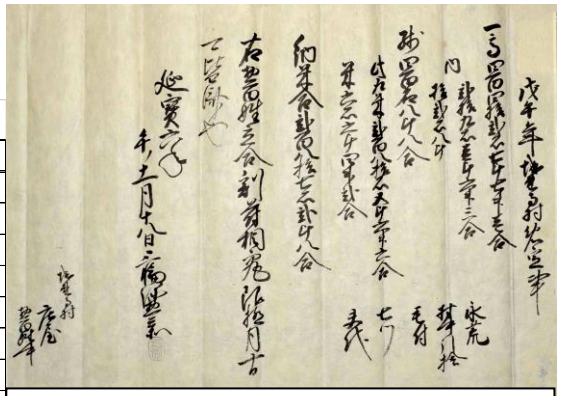

■戊午年城連寺村免定事

延宝６年(1678)11月18日

この文書は、城連寺村の小出氏領の年貢割付状です。差出人の三輪弥惣兵衛は延宝７年の大和川付け替え以前の城連寺村絵図の宛名と同一人物です。

◎延宝検地と小出氏領

徳川幕府は延宝５～７年(1677～79)にかけて畿内及びその周辺の幕府領を対象とした検地を実施しました。これを延宝検地といい、松原地域には城連寺・更池・東代・高木・岡・立部・三宅・別所の延宝検地帳が残っています。小出氏が支配していた城連寺は幕府領との相給知行であったため、幕府領のみの検地が実施され、延宝６年12月23日に検地帳が作成されました。しかし、小出氏領においてもその翌年に検地を行なっていることが、絵図や地並帳、村明細帳などからわかります。この小出氏の検地は城連寺村だけでなく、池内村・田井城村・東西我堂村でも行なわれ、その際の絵図が残されています。

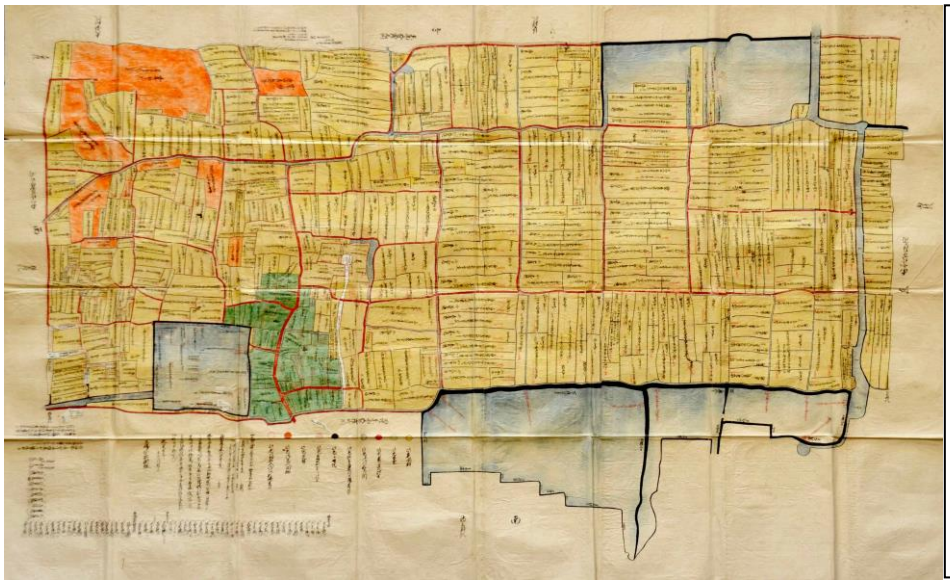

■大和川堀鑿以前城連寺村村図

延宝７年(1679)10月

この絵図は、大和川が付け替えられる以前の城連寺村の様子を描いたものです。当時の城連寺村は幕府領と旗本小出氏領の相給知行で、幕府領が23石７斗３升２合、小出氏領が442石７斗７升１合と、ほとんどを小出氏領が占めていました。この絵図は小出氏領の部分を検地して作成したもので、その石高は443石１斗２合と記されています。この絵図が作成される前年には幕府領で検地があり、その影響を受けてこの絵図が作成されたと考えられ、小出氏領では同じ様に延宝７年に池内村・田井城村が、翌８年には東西我堂村が城連寺村と同じ仕様で絵図を作成しています。

◎小出氏領大和川付け替え

小出氏領で大和川付け替えの影響を受けた村は城連寺をはじめ、池内、芝、高木、東西我堂で、中でも城連寺村は七割り近くが川床になるなど、その後の生活に大きな影響を及ぼしました。このような状況では幕府領も私領も同じように生活を改善しようとしており、幕府領方が出した願に返事がない場合は、私領方から再度願しているなど、協力している様子がうかがえます。また、城連寺村には大和川付け替え以後の享保14年（1729）の絵図があり、その裏書きには、付け替えで変わった現状を記す旨が記載され、小出氏が作成した延宝の絵図や帳面類を参考したとあります。

表書之絵図八宝永元甲申年新大和川へ
川違ニ付御田地川床江入申候故古絵図ニて今
有高地面難分候ニ付有形記之

延宝七己未年　小出瀬兵衛様御知行所時御役人三輪弥三兵衛様ら
被仰付差上候寡盤絵図新改地之訳御印附
同年　同御役人様ら其昔元和六申年狭山西除川
切込砂入罷成候分永荒ニ候処御改之帳面
同年　同御役人様ら被為仰付差上候地並帳面
文禄三甲午年　御検地帳面之畝御改絵図小出瀬兵衛様
延宝七未年御検地絵図
延宝八戌年　御検地帳　本多出雲守様御検地
宝永八己丑年　丑改御検地帳　万年長十郎様御検地
享保十二丁未年流作御検地帳　玉虫左兵衛様御検地

右御帳面絵図等相考及畝計代地毎書記
申処則辰年相改古田地並帳認置候帳面に
引合漬地川欠之訳右帳此絵図を以相知し
申候、為後証如件

享保十四己酉年七月　富田庄城連寺村　庄屋　久右衛門㊞

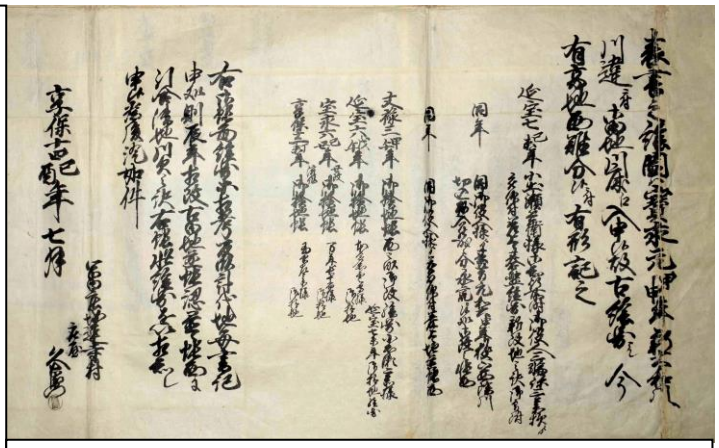

■大和川堀鑿以後城連寺村々図裏書

享保14年(1729)７月

この裏書は、大和川付け替え以後の城連寺村絵図の裏書で、宝永元年(1704)の大和川付け替えで城連寺村の田地が川床になったため、現在の形を記したとあり、そこには小出氏による絵図や帳面などを利用したことも記されています。